



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

競馬の外れ馬券の購入費は「経費」だと最高裁が確定しました

1. 新聞に大阪の競馬好きの会社員がやらかした事件の経過が載っていました。

競馬の外れ馬券の購入費が「経費」として認められるかが争われた脱税事件の上告審で、**最高裁が経費と認める判断をする見通しとなった**。二審の結論を見直す際に必要な弁論を開かず、今年の3月10日に判決が言い渡されることが決まった。

ただ、今回争われたのは「資産運用の一種」と認められるほど大量に買い続けたケースの外れ馬券の扱いで、楽しむ程度の一般の競馬ファンにはあてはまらない。

ネットで馬券を大量購入していた大阪市の元会社員男性41歳の脱税事件。3年間で計約28億円を賭けて得た30億円余りの払戻金を申告せず、5億7千万円を脱税したとして所得税法違反の罪に問われている。

一、二審判決は、外れ馬券を「経費」と認めて脱税額を大幅に減らし、検察側が上告していた。最高裁第三小法廷(岡部喜代子裁判長)が、弁論を開かずに判決期日を指定したため、二審の判断が維持される見通した。

男性は一審で、約1億4千万円のもうけに対し税額がその4倍に上ったため、外れ馬券の購入費(28億円)を経費に含め課税対象額を減らすべきだと主張。

検察は、外れ馬券の代金は経費に含まれないとした。

一審判決は、男性のような馬券の大量購入は「娯楽の範囲を超え、営利目的の継続的な資産運用とみることができると判断。しかし脱税額が約5千万円に減額されたものの、**懲役2カ月執行猶予2年**の判決を言い渡した。二審もこれを支持した。

2. 国税の主張に矛盾があると思いませんか

現実には約1億4千万円しか儲けていないのに、5億7千万円もの税金を払えという**国税の考えは常識から考えておかしい**と思います。お金も残っておらず払えるわけがありません。

まあ**年間10億円もの馬券を買った本人もおかしい**と思いますが。

3. 競馬等の娯楽はほどほどに

そもそも競馬等のギャンブルは、少額な娯楽の一種で儲けたお金も「一時所得」とされています。つまり「一時所得」は「当り金額」からその馬券のみの購入費を引いて50万円までなら課税されないものです。

昔は、おじさんたちが競馬場へ行き、馬券を購入してレースを楽しむ。多くの人は負けてオケラ街道をトボトボ歩いて帰る、たまに儲かった人はタクシーに乗って帰る、こんな時代でした。

今は、ネットで大量の注文が出来るようになり、サラリーマンでも年に何億円もの馬券を買い、多額の払い戻しを受け、お金を回すことが可能な時代です。何事も、常識の度を越してやらかすと痛い目を見るのでしょうか？

ギャンブル依存症になっている人だと思いますが、国も常識的な遊びができる規制を考えるべきではないかと思えます。

また、たまたま競馬で儲かったから、脱税の罪に問われました。損していればただの無一文？いずれにせよただの「アホ」と大阪人なら言われるのでしょうか。